

兵庫県立西宮香風高等学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

『誰にでも未来への挑戦権が与えられています。様々な思いを胸に秘め、出会いを経験し、人生の学びの方法を身につけます。過去を変えることはできないが、未来を創り出すことは可能です。この学校はそんなあなたの夢を支援します。』

この理念のもと、本校は平成13年4月に兵庫県初の多部制単位制の定時制高等学校として創立された。そして、異なる年齢の者、異なる学習歴を持つ者、特別な教育ニーズを持つ者など多様な生徒が、個に応じた学習を通して基礎・基本の学力を身につけ、仲間との交流を通して思いやりや社会のルールを学び、個性を伸ばすことで共生社会を積極的に築いていく人材の育成をめざしている。

わたしたちは、生徒一人ひとりを大切にする学校として「安心・安全な学校づくり」をめざし、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図り、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定めることとする。

2 基本的な考え方（方向）

本校は創立以来、生徒たちの夢の実現を支援するために多部制単位制の定時制高校として弾力的な教育課程や教育内容・方法など様々な取り組みをしている。生徒指導においても、本校に学ぶ多様な生徒たちを個性豊かな生徒たちとして生徒理解に努めた指導を心がけ、「実態や課題に応じた指導」や「内面理解に立った指導」に早くから取り組んでいる。

一方では、「生徒理解」という観点で、過度の許容・受容はないか、生徒たちの「甘やかし」などにつながってはいないか、などと適切な生徒指導のあり方などについて検討・見直しなども行っている。現在、校長のリーダーシップのもと、学校全体で、生徒たちの規範意識の向上をめざし毅然とした指導に取り組むとともに、心豊かな学校生活となるよう生徒会の活性化、体育祭・文化祭等の充実を図り、また、自主的なイベントやボランティア活動など生徒たちが参加・参画できる機会を設けてサポートしている。

本校に学ぶ生徒一人ひとりが、多様な教育活動を通して個性を伸ばし生きる力を身につけ、将来に向かって飛躍していくためには、「いじめは許されないこと」という認識をすべての教職員が持たなければならない。また、いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、いじめ対策組織を中心とした情報共有の体制をつくり、実効性の高い取組にする。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、養護教諭、心理・福祉面等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応（いじめを認知した際の組織的対応）

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である兵庫県警、各市町村社会福祉協議会等を加えた組織であるいじめ対応チームが調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して、保護者や地域への情報発信や意見交換する機会を設ける。そして、取組状況を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するよう努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの対応等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの対応等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志をもち、校長を中心に「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等）に組織的に取り組む。
- 2 いじめ問題への組織的な取組の推進のため、いじめ問題に特化した「いじめ防止チーム」「いじめ対応チーム」を設置する。早期発見、早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組について、教職員全員で共通理解を図り、あらゆる教育活動において展開していく。
- 3 「いじめ対応チーム」は、いじめの未然防止・再発防止に関する措置を実行的に行う、つまり、子どもの「絆づくり」と「居場所づくり」や、学校風土改善等が、いじめの未然防止・再発防止につながることから、学校教育目標に応じた組織として平時から「いじめ対応チーム」を置く。いじめ（の疑いのある）問題が発生した際には、「いじめ対応チーム」に当該生徒に関わりの深い教職員等や関係機関を加え、早期対応等の実効的な措置を講じる。加えて特定の教職員がいじめ問題を抱え込むことのないように、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的ないじめ対策を行う。
- 4 いじめ問題に対して組織の機能が十分かどうか定期的に点検・評価を行う。また、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

<いじめ対応チームの構成員>

いじめ対応チーム

校長

教頭

生徒指導部

部長 副部長

保健・総合支援部

部長 特支コーディネーター

保健室

養護教諭

1部 主任 特支コーディネーター

各部

2部 主任 特支コーディネーター

3部 主任 特支コーディネーター

専門家・有資格者

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

学校医

校内組織

校務運営委員会

生徒指導部会

(拡大生徒指導部会)

保健・総合支援部会

心のサポート推進委員会

3主任会

人権・道徳教育推進委員

部会

各担任

連携

連
携

保護者・地域との連携

PTA 学校評議員会

青少年愛護協議会

兵庫県警(各警察署)

各市町小学校・中学校

各市町社会福祉協議会

特別支援教育センターなど

チェックリスト

いじめ早期発見のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団はいないか？

- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないようにこそこそした行動や雰囲気がある

いじめられている生徒はいないか？

●日常の行動・表情の様子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる | <input type="checkbox"/> 不安な様子が言動、行動にみられる |
| <input type="checkbox"/> まわりの行動を気にし、目立たないようにする | <input type="checkbox"/> 周囲がなんとなくざわついている |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 相談があると言いながらやめる |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 体調不良などを訴えて保健室登校が増える | <input type="checkbox"/> とくどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない |

●授業中・休み時間の様子

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 発言するとまわりの冷やかしやざわつきが目立つ | <input type="checkbox"/> ぽつんと一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 班編成の時などに孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> きつい言われ方やひどいあだ名で呼ばれている | <input type="checkbox"/> 遊びだとふざけているが表情がさえない |
| <input type="checkbox"/> 近くの生徒の机と離れたところに机がある | |

●食堂での様子、食事についての会話などの様子

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の生徒にあげる | <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする |
| <input type="checkbox"/> 食べ物や飲み物にいたずらされる | <input type="checkbox"/> 一人で食べていることが多い |
| <input type="checkbox"/> 仲間と食事しているが笑顔なく黙って食べている | |

●その他

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 教室やトイレなどに誹謗や中傷する落書きがある | <input type="checkbox"/> 複数の生徒に呼び出されている |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | <input type="checkbox"/> 金遣いが荒くなり友だちによくおごる |

いじめている生徒はいないか？

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 少しの声かけに反発や否定的な態度を示す |
| <input type="checkbox"/> 不自然に教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 指導を素直に聞き入れない様子をみせる |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の生徒に指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するがまわりへの言動などがきつい | <input type="checkbox"/> 教師が近づくと集団が不自然に分散する |

「①生徒の変化を察知する②いじめを見逃さない③早期発見・迅速対応・早期解決」のために活用する

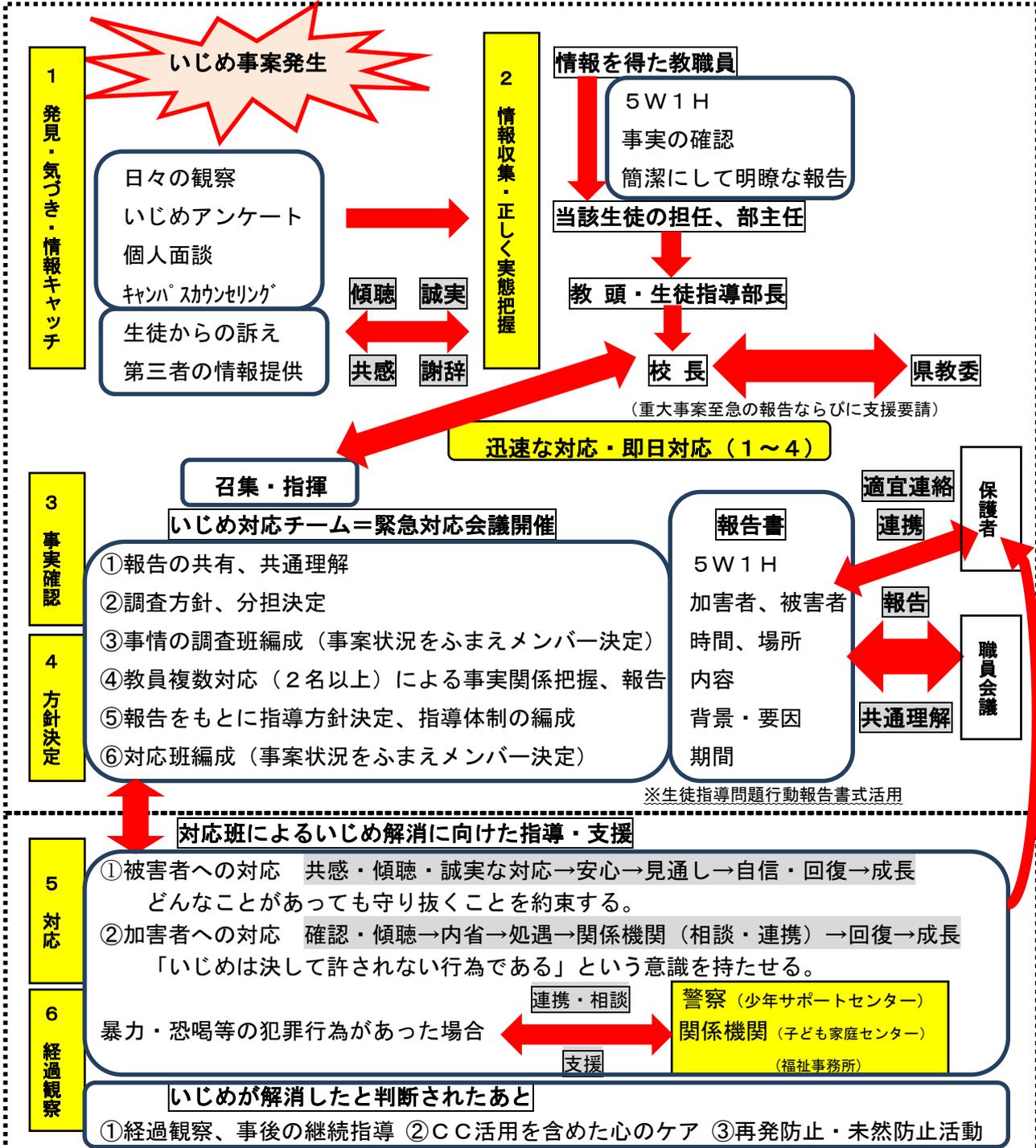
年間指導計画

- ※1 心のサポート委員会、人権・道徳教育推進会議は、原則毎月実施し、生徒の情報交換をする。
- ※2 緊急対応会議：事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議を開催する。
- ※3 個別面談週間、三者面談、個別面談等設定するが本校は随時面談可能とし対応する。
- ※4 保護者への啓発活動では、本校の指導方針を保護者に周知する。
- ※5 生徒会による啓発活動では、生徒会役員が「いじめ防止」のメッセージを生徒に伝える。

前	職員会議・職員研修等	未然防止へ向けた取組	早期発見へ向けた取組
4月	心のサポート推進委員会 人権・道徳教育推進委員会会議 ※1 年間指導計画作成 生徒指導に関する職員研修会（全職員対象研修会） 心のサポートシステム職員研修会（全職員対象研修会）	生徒指導部オリエンテーション「みちしるべ」（1年次生対象） 生徒指導部長・部主任講話①（前期始業式） 生活体験発表会（校内大会）にむけて	中学校訪問等による早期情報収集① キャンパスウォッチング① 個別面談週間※3 ↓ （連休前後での実施）
5月	心のサポート委員会会議 人権・道徳教育推進委員会会議 職員研修会① 「生徒理解のために、要配慮生徒の情報共有」	P T A 総会（保護者への啓発活動）※4 代議員大会における生徒会からの啓発活動）※5	キャンパスウォッチング② 個別面接週間
6月	心のサポート委員会会議 人権・道徳教育推進委員会会議	生活体験発表会（校内大会） HR・「自分への向き合い方」を本校職員等が講義、「友人への向き合い方」を生徒主体で学習（1年次対象）	キャンパスウォッチング③ 前期中高連絡会（情報収集） 心と体の健康アンケート①
7月	心のサポート委員会会議 人権・道徳教育推進委員会会議	学校評議員会① 生徒指導部長・部主任講話②（部集会） 「夏休みを迎えるにあたり」	いじめに関するアンケート①（記名） キャンパスウォッチング④ 三者面談 ↓ ※3
8月	心のサポート委員会会議 人権・道徳教育推進委員会会議 職員研修会② 「悩みを抱えた生徒への対応」 職員研修会③ 「人権・道徳教育（いじめ、SNS等）」	生徒指導部長・部主任講話③（部集会） 「夏休みを終えて、前期再開にあたり」	いじめアンケート結果報告① キャンパスウォッチング⑤ 三者面談 ↓
9月	心のサポート委員会会議 人権・道徳教育推進委員会会議	生徒指導部長・部主任講話④（前期終業式）	（後期入学生受講登録時生徒観察） キャンパスウォッチング⑥ 心と体の健康アンケート②

後	職員会議・職員研修等	未然防止へ向けた取組	早期発見へ向けた取組
10月	心のサポート委員会会議 人権・道徳教育推進委員会会議	生徒指導部長・部主任講話⑤(後期始業式)	中学校訪問等による早期情報収集② キャンパスウォーキング⑦
11月	心のサポート委員会会議 人権・道徳教育推進委員会会議 職員研修会④ 「生徒理解のために、要配慮生徒の情報共有」	香風祭(文化祭) (生徒会が展示ブースで啓発活動をする) 人権・道徳教育講演会(外部講師を招聘)	受講登録時生徒観察① キャンパスウォーキング⑧
12月	心のサポート委員会会議 人権・道徳教育推進委員会会議	人権・道徳教育HR 生徒指導部長・部主任講話⑥(部集会) 「冬休みを迎えるにあたり」 学校評議員会② 学校評価へ位置づけ	後期中高連絡会(情報収集) キャンパスウォーキング⑨ 個別面談 ↓
1月	心のサポート委員会会議 人権・道徳教育推進委員会会議	生徒指導部長・部主任講話⑦(部集会) 「冬休みを終えて、後期再開にあたり」	心と体の健康アンケート③ ※3 キャンパスウォーキング⑩ 個別面談 ↓
2月	心のサポート委員会会議 人権・道徳教育推進委員会会議	学校評価による見直し	いじめに関するアンケート②(無記名) キャンパスウォーキング⑪ 個別面談 ↓
3月	心のサポート委員会会議 人権・道徳教育推進委員会会議 今年度の反省と次年度への課題 → 職員共通理解	学校評議員会③ 生徒指導部長・部主任講話⑧(後期終業式)	いじめアンケート結果報告② (前期入学受講登録時生徒観察) 受講登録時生徒観察② キャンパスウォーキング⑫ 個別面談 ↓
事故発生時、緊急対応会議の開催 ※2			

組織的対応「ひとりの教職員が抱えこむことなく学校全体で組織的に対応するために」



★生命・身体の安全が脅かされるような重大事案

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告
- ②県教育委員会支援の下、管理職を中心に学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては当事者同意のもと説明文書の配布、緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は管理職を窓口で誠実な対応に努める。
- ⑤キャンパスカウンセラー、保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家と連携を図る。

★ネットやSNSなどのいじめへの対応

ネット上の書き込みなどは匿名性や相手の気持ちのわかりにくさから、罪悪感が薄れ、いじめがエスカレートし広範囲に広がる危険性がある。

- ①ネット上での誹謗中傷の書き込みはいじめであり、決して許されることではない。
- ②書き込みが悪質な場合は犯罪となり警察に検挙されることもある。

県警本部サイバー犯罪対策課
人権法務局人権擁護課 などに相談

